

「令和7年度人権啓発事業」業務委託仕様書

1 重点課題

「インターネット上での差別・誹謗中傷による人権侵害」

2 提案にあたって

(1) 現状

インターネット上での差別・誹謗中傷による人権侵害については、これまでも重点的に取り組んできましたが、いまだ同和問題やその他の差別や誹謗中傷などの他人の権利を侵害する被害は後を絶ちません。

香川県県政世論調査によると、県民の関心がある人権課題のうち、「インターネットによる人権」は、平成21年度から調査の都度増加し、令和6年度には47%に達し、様々ある人権課題の中で2番目に関心のある人権課題となっています。インターネットの利用が当たり前になった今、ネット上での差別や誹謗中傷は、匿名性や拡散性の高さ、発信の容易さから重大な人権侵害につながる可能性があります。

(2) 法律の施行

さらに、本年4月には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化と、実施状況等の公表を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

(3) まとめ

(1)(2)と、いまだ、インターネット上での誹謗中傷によって自死者が出ており、違法・有害情報の流通が、以前深刻な状況であること等を踏まえ、令和7年度は、「インターネット上での差別・誹謗中傷による人権侵害」を重点課題とし、法律の周知も含めて、インターネット上での差別・誹謗中傷が決して許されない行為であることを伝える啓発素材の提案を求めます。

3 委託業務内容

キャッチコピー及びデザイン等は、分かりやすく、重点課題を踏まえたメッセージ性のあるものとしてください。

香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」を使用してください。

制作にあたっては、第三者の著作権その他の権利を侵害することがないように留意してください。

【必須業務】

(1) ポスター

人権啓発ポスターの企画、制作、配布を行ってください。

- ① 制作部数 B2判縦カラー 2,400部
- ② 配布先 県内約300か所、県外約10か所（配布先及び配布部数は、応募資格要件の確認結果通知と併せてお送りします。）

- ③ 納 期 11月中旬（ポスターデータは10月末まで）
④ 特記事項 次の項目に関する内容をテキストで表現してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。

ア 香川県、香川県人権啓発推進会議

イ 「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～

(2) チラシデータ

ポスターの画像イメージを活用したA4半縦チラシデータ（両面フルカラー）を作成し、電子データで納品してください。裏面への記載事項は別途指示します。（なお、このデータは、県と香川県人権啓発推進会議（以下「推進会議」といいます。）が作成する啓発物品等にも利用する場合があります。）

(3) 動画

人権啓発動画の企画、制作を行ってください。

① 本 数 3本

② 秒 数 30秒以内

③ 動画内容 ア～ウをそれぞれ1本ずつ制作してください。

ア（誰もが被害者になりえることを踏まえた上での）被害者の視点に立った啓発

イ（誰もが加害者になりえることを踏まえた上での）加害者の視点に立った啓発

ウ（面白半分に拡散する人、偽の情報に惑わされる人等の）第三者の視点に立った啓発

④ テーマ 重点課題を踏まえ、以下の事例を参考にテーマを設定し、制作してください。

なお、3本すべてが同じテーマでも構いません。

（事例）

ア 差別表現（差別・偏見の書き込み）

イ 誹謗中傷（他人の名誉を傷つける書き込み）

ウ プライバシーの侵害（写真・動画の掲載、個人情報のさらし）

エ 嫌がらせメッセージ（相手が嫌がるメッセージの送受信）

⑤ 特記事項 次の項目に関する内容をテロップで流してください。詳細は別途受託者と協議して定めます。

ア 香川県、香川県人権啓発推進会議

イ 「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～

⑥ 留意事項 本事業終了後も複数年にわたり、県及び推進会議や市町、関係機関等のHP等の多様な媒体で放映することを前提とした汎用性の高い動画にしてください。

【提案業務】

(1) 動画を活用した啓発

上記動画を用いた持続的で効果的な啓発手法の提案を求めます。ただし、テレビ放送及びラジオ放送、新聞広告を使用した啓発は計画しないものとします。

(2) その他提案

（提案例）

- ・（テレビ、ラジオ、新聞以外の）メディアを活用した啓発
- ・ 県民が参加するイベントの実施
- ・ SNSを利用したイベント等、多角的な啓発

※ 提案した企画案は全て実施する想定で作成してください。例えばA～C案を提案し、そのうち評価の高い2案を選択させるのではなく、A～C案は全て実施する想定で企画案を作成してくだ

さい。

4 納品等

- (1) ポスターは、受託者が各配布先及び納品先に折らずに発送してください。なお、送料は、受託者負担となります。
- (2) ポスターについては、現品のほか、汎用の画像処理ソフトで二次利用可能な画像データを提出してください。
- (3) 動画については、DVD 3枚を提出してください。また、WEB・SNS広告を実施した場合、広告配信レポート（広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価等を示したもの）を提出してください。
- (4) 過去に制作した人権啓発動画の映像を用意しますので、令和7年度人権啓発動画の映像を追加して連続放映できるように設定したDVDを別途3枚提出してください。

5 その他

- (1) 成果物については、県又は推進会議においてこれを自由に使用し、又はこれを自由に使用するに当たり、その内容等を変更することがあります。
- (2) ポスター等の具体的な納期については、別途協議して定めます。
- (3) 動画については、県及び推進会議会員が有する各種映像放映媒体で配信します。
- (4) 受託者は、採用された企画及び成果物についての全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を香川県に無償で譲渡するものとし、以後、著作者人格権を主張しないものとします。また、全ての成果物の使用については、今年度に限定されないものとします。
- (5) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該著作物の著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物を県に引き渡すこととし、その経費は委託料に含みます。権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとします。契約期間後においても同様とします。
- (6) 受託者は、成果物の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めないう調整してください。
- (7) 受託者は、委託業務に関して再委託をする場合は、県の承認を得てください。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じた場合は、その都度、協議して決定します。